

川崎市公報

毎月2回10日・25日発行
発行所 川崎市役所
印刷所 東洋印刷所

購 読 料 (前納)
1 年 10,800 円
1 箇月 900 円

目 次

条 例

◇川崎市公益法人等への職員の派遣等に関する条例(第2号)	332	正する条例(第15号)	341
◇公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(第3号)	335	◇川崎市営住宅条例の一部を改正する条例(第16号)	342
◇川崎市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例(第4号)	335	◇川崎市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例(第17号)	342
◇川崎市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例(第5号)	336	◇川崎市水道条例の一部を改正する条例(第18号)	342
◇川崎市職員の公務災害補償等の付加給付に関する条例の一部を改正する条例(第6号)	337	◇川崎市火災予防条例の一部を改正する条例(第19号)	342
◇保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例(第7号)	337	◇川崎市立高等学校及び幼稚園の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例(第20号)	342
◇川崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例(第8号)	337	規 則	
◇川崎市基金条例の一部を改正する条例(第9号)	338	◇政治倫理の確立のための川崎市長等の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則(第10号)	343
◇川崎市手数料条例の一部を改正する条例(第10号)	338	◇川崎市職員の職名等に関する規則の一部を改正する規則(第11号)	343
◇川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例(第11号)	339	◇川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則(第12号)	343
◇川崎市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(第12号)	339	◇川崎市職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則(第13号)	344
◇川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例(第13号)	339	◇川崎市消費者の利益の擁護及び増進に関する条例施行規則の一部を改正する規則(第14号)	344
◇川崎市特別養護老人ホーム及び養護老人ホーム条例の一部を改正する条例(第14号)	341	◇川崎市心身障害者手当支給条例施行規則の一部を改正する規則(第15号)	344
◇川崎市国民健康保険条例の一部を改		◇川崎市職員の公務災害補償等の付加給付に関する条例施行規則の一部を改正する規則(第16号)	348
		◇川崎市看護婦等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則(第17号)	349
		◇川崎市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則(第18号)	350

第2条中第213号を第217号とし、第158号から第212号までを4号ずつ繰り下げ、同条第157号中「第151号」を「第155号」に、「第155号」を「第159号」に改め、同条第161号とし、同条中第136号から第156号までを4号ずつ繰り下げ、同条第135号中「第14条第6項」を「第14条第7項」に改め、同条第139号とし、同条中第102号から第134号までを4号ずつ繰り下げ、同条第101号中「第66号」を「第70号」に、「第99号」を「第103号」に改め、同条第105号とし、同条第100号中「第66号」を「第70号」に改め、同条第104号とし、同条中第58号から第99号までを4号ずつ繰り下げ、同条第57号中「第12条第1項」を「第13条第1項」に改め、同条第61号とし、同条中第21号から第56号までを4号ずつ繰り下げ、第20号の次に次の4号を加える。

(2) 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(平成13年法律第64号)第25条第1項の規定に基づく第2種特定製品引取業者の登録の申請に対する審査

1件につき 4,000円

(2) 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第28条において準用する同法第12条第1項の規定に基づく第2種特定製品引取業者の登録の更新の申請に対する審査

1件につき 4,000円

(23) 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第29条第1項の規定に基づく第2種フロン類回収業者の登録の申請に対する審査

1件につき 4,000円

(24) 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第33条第1項において準用する同法第12条第1項の規定に基づく第2種フロン類回収業者の登録の更新の申請に対する審査

1件につき 4,000円

第5条中「第2条第211号」を「第2条第215号」に改める。

附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。ただし、第2条第57号の改正規定中「第12条第1項」を「第13条第1項」に改める部分は、市長が定める日から施行する。

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成14年3月28日

川崎市長 阿部 孝夫

川崎市条例第11号

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例(平成11年川崎市条例第50号)の一部を次のように改正する。

第105条中「窒素酸化物」の次に「及び粒子状物質」を加え、「第13条第4項の規定により事業所管大臣の」を「の規定に基づき、その事業活動に係る自動車の使用に関し、自動車排気ガスの排出抑制について」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

川崎市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成14年3月28日

川崎市長 阿部 孝夫

川崎市条例第12号

川崎市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

川崎市病院事業の設置等に関する条例(昭和41年川崎市条例第42号)の一部を次のように改正する。

別表の1使用料の表中

上記によらないもの	実	費	
-----------	---	---	--

を

非紹介患者初診加算料 (他の病院又は診療所からの文書による紹介がなく初診を受ける者(緊急その他やむを得ない事情があると市長が認めた者を除く。)の当該初診に係る加算料をいう。)	1,000円		
上記によらないもの	実	費	

に改める。

附 則

この条例は、平成14年7月1日から施行する。

川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成14年3月28日

川崎市長 阿部 孝夫

川崎市条例第13号

川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例

川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例(昭和46年川崎市条例第10号)の一部を次のように改正する。

目次

「第1節 中央療育棟及び社会復帰棟(第23条～第28条)